

北九州市 I C T 活用工事（法面工） 実施要領

1 I C T 活用工事

(1) 概要

I C T 活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す I C T 施工技術を全面的に活用する工事である。

また、次の①②③④⑤の全ての段階で I C T 施工技術を活用（以下、「I C T 活用施工」）することを I C T 活用工事（法面工）とするが、次の②④⑤の段階で活用を必須とし、①③の段階で受注者の希望により I C T 施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型 I C T 活用工事とする。また「I C T 法面工」という略称を用いる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(2) I C T 施工技術の具体的内容

国土交通省「I C T 活用工事（法面工）実施要領」の「1－2 I C T 施工技術の具体的内容」によるものとする。

(3) I C T 活用工事の対象工事

国土交通省「I C T 活用工事（法面工）実施要領」の「1－3 I C T 活用工事の対象工事」によるものとする。

2 I C T 活用工事の実施方法

(1) 発注方式

I C T 活用工事の発注は、下記によるものとする。

- ・受注者希望型

発注者が設定した対象工事に適用する。（予定金額 2,000 万円未満の市単独費工事を除く。）

(2) 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、以下による。

- ・別紙「I C T 活用工事（法面工）入札公告、入札説明書 記載例」

- ・別紙「I C T 活用工事（法面工）特記仕様書 記載例」

なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。

(3) 「I C T 活用工事（法面工）特記仕様書」の無い工事で受注者から希望があった場合の措置

発注者と受注者の協議による。

3 I C T 活用工事実施の推進のための措置

(1) 工事成績評定における措置

I C T 活用施工を実施した場合、工事成績評定において該当する項目で評価するものとする。

ア I C T 活用工事加点として「3次元起工測量」から「3次元データの納品」までの全ての段階で I C T を活用した工事

本項目は 2 点の加点とする。

イ ICT活用工事加点として、少なくとも「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」及び「3次元データの納品」の全ての段階でICTを活用した工事
本項目は1点の加点とする。

ウ 上記ア、イに該当しないICTを活用した工事
加点の対象外とする。

※ICT活用による加点は最大2点の加点とする。

(例：同一の工事で、ICT法面工で加点1点、ICT土工で加点2点に相当する施工を行った場合、当該工事のICT活用による加点は「2点」となる。)

なお、受注者希望型によるICT活用工事を契約した後、受注者からの提案により工事目的物である土工においてICT活用施工（1（1）①～⑤の全て）が実施されなかった場合、工事成績評定における減点は行わない。

4 ICT活用工事の導入における留意点

（1）施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、「北九州市土木工事施工管理基準」に則り、監督・検査を実施するものとする。

（2）工事費の積算

発注者は、受注者希望型による工事を契約した後の協議において、受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象として積算し、落札率を乗じた価格により契約変更をおこなうものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積提出を求め、設計変更するものとする。